

指名停止措置業者

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止措置基準
小池建設（株）	令和7年7月1日から令和7年9月30日まで（3か月）	当該会社及び代表取締役（当時）が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和7年4月23日付けで飯田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2（第2条、第4条—第6条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 5（1）